

## コンプライアンス

### コンプライアンスの推進

富士通グループでは、「内部統制体制の整備に関する基本方針」\*1に基づき、取締役会に直属するリスク・コンプライアンス委員会（委員長：代表取締役社長）が、グループ全体のコンプライアンスをグローバルに統括しています。リスク・コンプライアンス委員会は、Chief Risk Management & Compliance Officer (CRCO) を任命し、コンプライアンスに関する委員会の方針決定とその実行にあたらせるとも

に、グローバルコンプライアンスプログラム (GCP) を整備しました。

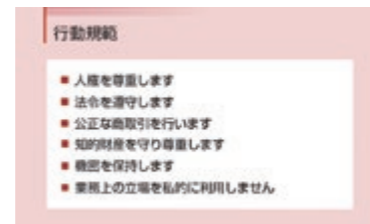
また、下部委員会として各リージョンに設置されたリージョン・リスク・コンプライアンス委員会と連携し、グループ全体でのFUJITSU Wayの「行動規範」の認知度向上とその遵守を図っています。

\*1 内部統制体制の整備に関する基本方針  
<https://pr.fujitsu.com/jp/ir/report/2018/n119.pdf> (P3-7)

### FUJITSU Way\*2の「行動規範」

FUJITSU Wayにおいて、富士通グループの全社員が遵守する事項である「行動規範」を右のとおり示しています。

また、富士通では、FUJITSU Wayの「行動規範」を詳細化し、富士通グループに所属する全世界の社員が法令を遵守し行動する手引きとして作成したGlobal Business Standards (GBS) を20カ国語で展開し、富士通グループで統一して運用しています。



FUJITSU Wayの「行動規範」



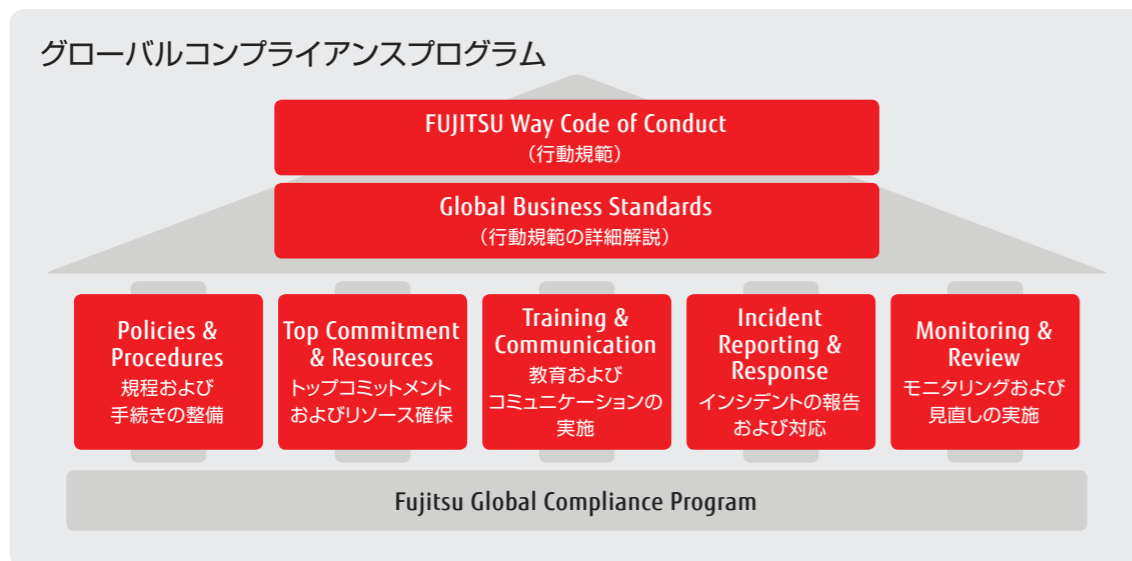
Global Business Standards

\*2 FUJITSU Wayについては、表紙見返し「FUJITSU Way」をご参照ください。

### グローバルコンプライアンスプログラム

富士通では、FUJITSU Wayの「行動規範」およびGBSの浸透・実践を図るため、GCPを策定し、グループ全体のグローバルな法令遵守体制の維持・向上に取り組んでいます。

GCPでは、様々なコンプライアンスに関する活動を5つの柱として体系的に整理し、当社が継続的に取り組むべき事項を明確化するとともに、富士通のコンプライアンス体制・活動への理解促進を対外的にも図っています。各リージョンでは、これに基づき各国・地域の法制度、政府機関の指針などを踏まえ、様々な施策・取り組みを実施しています。



### コンプライアンスに関する活動状況

1. 規程および手続きの整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>富士通と国内グループ会社においては、コンプライアンスの徹底と持続的な企業価値の向上を図るため、リスク・コンプライアンス委員会の承認に基づき、「コンプライアンス規程」を制定し、国内グループ会社へ展開しています。特に、ビジネスに与える影響が大きい独占禁止法、贈収賄、反社会的勢力の分野については、上記規程の下、より具体的な細則とガイドラインを制定しています。</li> <li>海外グループ会社においても、上記コンプライアンス規程に相当するGeneral Compliance Guidelinesを発行するとともに、競争法に関するグローバルガイドラインや、贈収賄防止等に関する各種ガイドラインを発行しています。また、取引先デューデリジェンス徹底を図るために、手続きのオンライン化を行い、主要な海外グループ会社で運用しています。</li> </ul>
2. トップコミットメントおよびリソース確保	<ul style="list-style-type: none"> <li>社員へのメッセージ発信など、経営者がコンプライアンスに取り組む意思表示を積極的に行うことにより、グループ全体における行動規範およびGBSの浸透・実践を図っています。また、各リージョンにコンプライアンス業務に従事する責任者を配置し、富士通グループ各社のリスク・コンプライアンス責任者とグローバルなネットワークを形成し、GCPの実行体制を確保しています。</li> <li>富士通と海外グループ会社の間で、各社のコンプライアンス責任者を中心に招集し、GCPの実行に関する本社の方針共有と協議を実施する「Global Compliance Forum」を開催しています。</li> </ul>
3. 教育およびコミュニケーションの実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>富士通および国内グループ会社の新任役員向けのコンプライアンス教育、管理職向けの社内研修、全社員向けのe-Learning、および新入社員向けのe-Learningを実施しています。</li> <li>海外グループ会社においても、各国の法律や習慣・ビジネスの実態を踏まえた社員向けe-Learningを20カ国語72カ国に提供しています。また、各リージョン・部門別集合教育、新入社員向けのe-Learning、海外赴任者向けの教育を実施しています。</li> <li>毎年12月に開催のFujitsu Compliance Weekでは、トップメッセージを発信しています。</li> </ul>
4. インシデントの報告および対応	<ul style="list-style-type: none"> <li>内部通報窓口の設置：富士通グループ全社員（出向者、契約社員、嘱託社員、派遣社員、退職者などを含む）からの通報・相談窓口を社内外に設置し、「コンプライアンスライン / FUJITSU Alert」として運用しています。加えて、グループ会社でも個別に内部通報制度を整備しています。</li> <li>お取引先コンプライアンスライン：富士通と国内グループ会社が直接、物品・サービス・ソフトウェアなどを調達しているお取引先からの通報を受け付けています。また、海外からの通報については、20カ国語で24時間365日受け付けています。</li> <li>リスク・コンプライアンス委員会への報告：内部通報・相談の状況や重要なコンプライアンス問題の対応状況を定期的にリスク・コンプライアンス委員会や取締役会に報告しています。</li> </ul>
5. モニタリングおよび見直しの実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>リスクアセスメントや監査などの活動、弁護士事務所の専門家レビューを通じて、GCPの実効性を定期的に確認し、継続的な改善を図っています。</li> <li>富士通においては、独占禁止法の遵守状況確認のための監査を実施するとともに、現場部門とのコミュニケーションツールとして有効に機能するよう、改善を継続してまいります。</li> <li>海外においては、腐敗リスクが高い国・地域のグループ会社を主な対象として、本社コンプライアンス部門が現地を訪問し、役員や社員へのインタビュー、社内規定や業務プロセスの確認などを通じて、現地ビジネスに内在するコンプライアンス上のリスクを分析し、リスクの内容や程度に合わせた対策の立案と実行支援を行うリスクアセスメントを継続的に実施しています。</li> </ul>

富士通グループのコンプライアンスへの取り組みの詳細はこちらをご参照ください。  
<https://www.fujitsu.com/jp/about/csr/compliance/>